



平成 30 年 9 月 7 日

北海道 胆振地方中東部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまへ

北海道 胆振地方中東部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。お客さまからの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	 0 1 2 0 - 8 2 6 - 5 6 6 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)
	 0 3 - 6 2 0 5 - 7 9 1 1 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)

弊社では災害救助法が適用された地域でご契約をいただいている皆さまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または以下の弊社担当窓口までお申し出ください。

<特別措置の内容>

1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日までに継続手続きができれば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。

適用地域

	適用市町村	適用日
北海道	札幌市 (さっぽろし)	平成 30 年 9 月 6 日
	函館市 (はこだてし)	
	小樽市 (おたるし)	
	旭川市 (あさひかわし)	
	室蘭市 (むろらんし)	
	釧路市 (くしろし)	
	帯広市 (おびひろし)	
	北見市 (きたみし)	
	夕張市 (ゆうばりし)	
	岩見沢市 (いわみざわし)	
	網走市 (あばしりし)	
	留萌市 (るもいし)	
	苫小牧市 (とまこまいし)	
稚内市 (わっかないし)		

適用市町村	適用日
美唄市（びばいし） 芦別市（あしべつし） 江別市（えべつし） 赤平市（あかびらし） 紋別市（もんべつし） 士別市（しべつし） 名寄市（なよろし） 三笠市（みかさし） 根室市（ねむろし） 千歳市（ちとせし） 滝川市（たきかわし） 砂川市（すながわし） 歌志内市（うたしないし） 深川市（ふかがわし） 富良野市（ふらのし） 登別市（のぼりべつし） 恵庭市（えにわし） 伊達市（だてし） 北広島市（きたひろしまし） 石狩市（いしかりし） 北斗市（ほくとし） 石狩郡当別町（いしかりぐんとうべつちょう） 石狩郡新篠津村（いしかりぐんしんしのつむら） 松前郡松前町（まつまえぐんまつまえちょう） 松前郡福島町（まつまえぐんふくしまちょう） 上磯郡知内町（かみいそぐんしりうちちょう） 上磯郡木古内町（かみいそぐんきこないちょう） 亀田郡七飯町（かめだぐんななえちょう） 茅部郡鹿部町（かやべぐんしかべちょう） 茅部郡森町（かやべぐんもりまち） 二世郡八雲町（ふたみぐんやくもちょう） 山越郡長万部町（やまこしぐんおしゃまんべちょう） 檜山郡江差町（ひやまぐんえさしちょう） 檜山郡上ノ国町（ひやまぐんかみのくにちょう） 檜山郡厚沢部町（ひやまぐんあっさぶちょう） 爾志郡乙部町（にしぐんおとべちょう） 奥尻郡奥尻町（おくしりぐんおくしりちょう） 瀬棚郡今金町（せたなぐんいまかねちょう） 久遠郡せたな町（くどうぐんせたなちょう） 島牧郡島牧村（しままきぐんしままきむら）	平成 30 年 9 月 6 日

適用市町村	適用日
寿都郡寿都町（すつつぐんすつつちょう） 寿都郡黒松内町（すつつぐんくろまつないちょう） 磯谷郡蘭越町（いそやぐんらんこしちょう） 虻田郡ニセコ町（あぶたぐんにせこちょう） 虻田郡真狩村（あぶたぐんまっかりむら） 虻田郡留寿都村（あぶたぐんるすつむら） 虻田郡喜茂別町（あぶたぐんきもべつちょう） 虻田郡京極町（あぶたぐんきょうごくちょう） 虻田郡倶知安町（あぶたぐんくっちゃんちょう） 岩内郡共和町（いわないぐんきょうわちょう） 岩内郡岩内町（いわないぐんいわないちょう） 古宇郡泊村（ふるうぐんとまりむら） 古宇郡神恵内村（ふるうぐんかもえないむら） 積丹郡積丹町（しゃこたんぐんしゃこたんちょう） 古平郡古平町（ふるびらぐんふるびらちょう） 余市郡仁木町（よいちぐんにきちょう） 余市郡余市町（よいちぐんよいちちょう） 余市郡赤井川村（よいちぐんあかいがわむら） 空知郡南幌町（そらちぐんなんぼろちょう） 空知郡奈井江町（そらちぐんないえちょう） 空知郡上砂川町（そらちぐんかみすながわちょう） 夕張郡由仁町（ゆうばりぐんゆにちょう） 夕張郡長沼町（ゆうばりぐんながぬまちょう） 夕張郡栗山町（ゆうばりぐんくりやまちょう） 樺戸郡月形町（かばとぐんつきがたちょう） 樺戸郡浦臼町（かばとぐんうらうすちょう） 樺戸郡新十津川町（かばとぐんしんとつかわちょう） 雨竜郡妹背牛町（うりゅうぐんもせうしちょう） 雨竜郡秩父別町（うりゅうぐんちっぶべつちょう） 雨竜郡雨竜町（うりゅうぐんうりゅうちょう） 雨竜郡北竜町（うりゅうぐんほくりゅうちょう） 雨竜郡沼田町（うりゅうぐんぬまたちょう） 上川郡鷹栖町（かみかわぐんたかすちょう） 上川郡東神楽町（かみかわぐんひがしかぐらちょう） 上川郡当麻町（かみかわぐんとうまちょう） 上川郡比布町（かみかわぐんびっぷちょう） 上川郡愛別町（かみかわぐんあいべつちょう） 上川郡上川町（かみかわぐんかみかわちょう） 上川郡東川町（かみかわぐんひがしかわちょう） 上川郡美瑛町（かみかわぐんびえいちょう）	平成 30 年 9 月 6 日

適用市町村	適用日
空知郡上富良野町（そらちぐんかみふらのちょう） 空知郡中富良野町（そらちぐんなかふらのちょう） 空知郡南富良野町（そらちぐんみなみふらのちょう） 勇払郡占冠村（ゆうふつぐんしむかっぶむら） 上川郡和寒町（かみかわぐんわっさむちょう） 上川郡剣淵町（かみかわぐんけんぶちちょう） 上川郡下川町（かみかわぐんしもかわちょう） 中川郡美深町（なかがわぐんびふかちょう） 中川郡音威子府村（なかがわぐんおといねっぶむら） 中川郡中川町（なかがわぐんなかがわちょう） 雨竜郡幌加内町（うりゅうぐんほろかないちょう） 増毛郡増毛町（ましけぐんましけちょう） 留萌郡小平町（るもいぐんおびらちょう） 苫前郡苫前町（とままえぐんとままえちょう） 苫前郡羽幌町（とままえぐんはぼろちょう） 苫前郡初山別村（とままえぐんしょさんべつむら） 天塩郡遠別町（てしおぐんえんべつちょう） 天塩郡天塩町（てしおぐんてしおちょう） 宗谷郡猿払村（そうやぐんさるふつむら） 枝幸郡浜頓別町（えさしぐんはまとんべつちょう） 枝幸郡中頓別町（えさしぐんなかとんべつちょう） 枝幸郡枝幸町（えさしぐんえさしちょう） 天塩郡豊富町（てしおぐんとよとみちょう） 礼文郡礼文町（れぶんぐんれぶんちょう） 利尻郡利尻町（りしりぐんりしりちょう） 利尻郡利尻富士町（りしりぐんりしりふじちょう） 天塩郡幌延町（てしおぐんほろのべちょう） 網走郡美幌町（あばしりぐんびほろちょう） 網走郡津別町（あばしりぐんつべつちょう） 斜里郡斜里町（しゃりぐんしゃりちょう） 斜里郡清里町（しゃりぐんきよさとちょう） 斜里郡小清水町（しゃりぐんこしみずちょう） 常呂郡訓子府町（ところぐんくんねっぶちょう） 常呂郡置戸町（ところぐんおけとちょう） 常呂郡佐呂間町（ところぐんさろまちょう） 紋別郡遠軽町（もんべつぐんえんがるちょう） 紋別郡湧別町（もんべつぐんゆうべつちょう） 紋別郡滝上町（もんべつぐんたきのうえちょう） 紋別郡興部町（もんべつぐんおこっぺちょう） 紋別郡西興部村（もんべつぐんにしおこっぺむら）	平成 30 年 9 月 6 日

適用市町村	適用日
紋別郡雄武町（もんべつぐんおうむちょう） 網走郡大空町（あばしりぐんおおぞらちょう） 虻田郡豊浦町（あぶたぐんとようらちょう） 有珠郡壮瞥町（うすぐんそうべつちょう） 白老郡白老町（しらおいぐんしらおいちょう） 勇払郡厚真町（ゆうふつぐんあつまちょう） 虻田郡洞爺湖町（あぶたぐんとうやこちょう） 勇払郡安平町（ゆうふつぐんあびらちょう） 勇払郡むかわ町（ゆうふつぐんむかわちょう） 沙流郡日高町（さるぐんひだかちょう） 沙流郡平取町（さるぐんびらとりちょう） 新冠郡新冠町（にいかつぷぐんにいかつぷちょう） 浦河郡浦河町（うらかわぐんうらかわちょう） 様似郡様似町（さまにぐんさまにちょう） 幌泉郡えりも町（ほろいずみぐんえりもちょう） 日高郡新ひだか町（ひだかぐんしんひだかちょう） 河東郡音更町（かとうぐんおとふけちょう） 河東郡士幌町（かとうぐんしほろちょう） 河東郡上士幌町（かとうぐんかみしほろちょう） 河東郡鹿追町（かとうぐんしかおいちょう） 上川郡新得町（かみかわぐんしんとくちょう） 上川郡清水町（かみかわぐんしみずちょう） 河西郡芽室町（かさいぐんめむろちょう） 河西郡中札内村（かさいぐんなかさつないむら） 河西郡更別村（かさいぐんさらべつむら） 広尾郡大樹町（ひろおぐんたいきちょう） 広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう） 中川郡幕別町（なかがわぐんまくべつちょう） 中川郡池田町（なかがわぐんいけだちょう） 中川郡豊頃町（なかがわぐんとよころちょう） 中川郡本別町（なかがわぐんほんべつちょう） 足寄郡足寄町（あしよろぐんあしよろちょう） 足寄郡陸別町（あしよろぐんりくべつちょう） 十勝郡浦幌町（とかちぐんうらほろちょう） 釧路郡釧路町（くしろぐんくしろちょう） 厚岸郡厚岸町（あつけしぐんあつけしちょう） 厚岸郡浜中町（あつけしぐんはまなかちょう） 川上郡標茶町（かわかみぐんしべちゃちょう） 川上郡弟子屈町（かわかみぐんてしかがちょう） 阿寒郡鶴居村（あかんぐんつるいむら）	平成 30 年 9 月 6 日

適用市町村		適用日
	白糠郡白糠町（しらぬかぐんしらぬかちょう） 野付郡別海町（のつけぐんべつかいちょう） 標津郡中標津町（しべつぐんなかしべつちょう） 標津郡標津町（しべつぐんしべつちょう） 目梨郡羅臼町（めなしぐんらうすちょう）	平成 30 年 9 月 6 日

猶予期日

平成 30 年 11 月 30 日

特別措置に関する 弊社ご連絡先	日本支社：03-5511-6565（代）（平日：午前9時～午後5時30分） 大阪営業部：06-6245-5447（平日：午前9時～午後5時30分）
--------------------	--